愛媛県大規模小売店舗立地審議会 議事録

1 日 時: 令和6年5月7日(火) 10:00~11:30

2 場 所: 二番町ホール (松山市二番町三丁目 8-21 久保豊二番町ビル 3 階)

3 出席委員: 東委員・福嶋委員・竹下委員・倉内委員・高市委員・八束委員・

谷本委員・東渕委員(8名)

※高市委員・八束委員は、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営

要綱第6条第2項によるみなし出席

○開 会

[事務局]

ただいまから、愛媛県大規模小売店舗立地審議会を開会いたします。

当審議会は、8名の委員で構成されておりまして、定足数は過半数の5名でございます。 本日出席の委員は6名、愛媛県大規模小売店舗立地審議会運営要綱第6条第2項の規定

に基づき、書面による意見により出席とみなされる委員2名、合計8名の出席と認められるので、愛媛県大規模小売店舗立地審議会規程第4条第2項に基づき、本審議会は有効に成立しております。

なお、参考人招致については、今回の審議案件でございます「フジ藤原店」及び「明屋 書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店」の設置者に要請いたしまして、本日、ご 出席いただいております。

それでは、議事に入りたいと思いますが、まず始めに、東渕会長よりご挨拶いただき、 その後、議事を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

- 東渕会長あいさつ-

「東渕会長]

それでは、議事(審議案件)に移りたいと思います。

本日の会議の議事録署名人は、倉内委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、本審議会の結果につきましては、会議終了後、会議の内容等を記載した書面を作成し、県庁において一般の閲覧に供します。

まず、お手元の資料にありますように、「フジ藤原店」の変更届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

-参考人入室-

[東渕会長]

では、事務局に説明を求めます。

「事務局]

- -資料1~8ページの主な内容について説明~
 - 駐車場及び駐輪場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係について、指針の基準値 を満たしている。
 - オープン時や繁忙時には、駐車場出入口等に交通整理員を配置する。

○ 騒音については6地点で予測・評価を実施。

等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、A´、B´の2地点で来客・従業員 車両走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について実測値を用 いて再予測を行ったところ、いずれの地点でも基準値を超過した。基準値を超過し た騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、全ての 地点で基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は講じていると認められる。また、一般住民等及び松山市からの法に基づく意見はないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

「東渕会長]

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

[竹下委員]

高齢者用の思いやり駐車場は図面④の緑色の部分になるのでしょうか。

「参考人]

緑色の部分が思いやり駐車場になります。

「竹下委員〕

図面③と④を比較すると、2階の身障者用駐車場がなくなり、1階の駐車台数は維持されています。売場3付近に2つ身障者用駐車場があるものの、売場1付近にはなくなっていますが問題ないのでしょうか。また、2階の駐車場がなくなったのはなぜでしょうか。

「参考人]

2階の身障者用駐車場については、図面上色付けされておりませんが、同じ場所に残しております。

「竹下委員]

1階部分について、TSUTAYA よりフジの利用者の方が多いと思いますが、どちらの方がよろしいでしょうか。

「参考人]

おっしゃる通り、スーパーの利用頻度の方が高いですので、フジ側にあった方が良いと 思います。今後の対策の参考にさせていただきます。

「東渕会長]

本件について、資料の修正をしていただければと思います。その他、ご意見、ご質問はありませんか。

「谷本委員]

資料3ページの7番について、繁忙期には各駐車場の出入口に交通整理員を配置すると

ありますが、現状はどうされているのでしょうか。

[参考人]

基本的には年末年始、特に年末などには配置しておりますが、通常の週末においては、 イベント等をチラシで周知した場合などを除いて配置しておりません。

「谷本委員]

変更後、対策の変更はあるのでしょうか。

「参考人]

物販拡大に伴い、混雑がみられれば適切に配置して誘導することを考えております。

「谷本委員]

1階の駐車場が混んでいる一方、2階を利用される方は少ないと感じますが、サインも含めて誘導等、対策は考えておられますか。

「参考人]

説明会でもご指摘がありましたが、誘導等をしているものの、近隣の小学校や高校等のイベントに来場された方が駐車されている実態があります。事前に催事等を把握できた場合には、店長から通知を出し、駐車しないよう案内を依頼しておりますが、すべての催事には対応できておらず、定期的に点検をしたうえで対策を講じています。

「東渕会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[倉内委員]

今回の増床に伴い駐車スペースが減少したため、従業員用駐車場を来客用にして対策を 講じられたものと思いますが、従業員の方はどこに駐車されるのでしょうか。また、繁忙 期の対策として入店規制の記載がありましたが、過去に実施した事例はあるのでしょうか。

「参考人]

当初、3階に FITTA を新設予定で届出を提出しておりましたが、建築基準法の改正等もあり断念したため、そちらを来客用で使用しています。フジの従業員については基本的に敷地外の駐車場を利用しています。

入店規制はオープン時に実施したのみで、通常の営業時に行ったことはございません。

「倉内委員]

営業時間から考慮しても貴店舗の影響でないと推察されますが、国道 56 号線は渋滞時の 追突事故が多発しているエリアでもありますので、それを踏まえたうえで少しご注意いた だければと思います。

[東渕会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。

[谷本委員]

TSUTAYA がレンタルから物販に変更されるということですが、取り扱う商品はどのようなものになっているのでしょうか。

[参考人]

別会社が運営している部分であり、現時点でまだ検討中で具体的に決まったとは聞いて おりません。

「東渕会長]

その他、ご意見、ご質問はありませんか。 その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

-参考人退出-

「東渕会長]

当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理的な 範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、知事に答 申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

-全員了解-

「東渕会長]

次に「明屋書店川之江店・シャトレーゼ四国中央川之江店」の新設届出について審議します。参考人の入室をお願いします。

-参考人入室-

[東渕会長]

では、事務局に説明を求めます。

「事務局〕

- 資料 9~15ページの主な内容について説明-
 - 駐車場の収容台数、荷さばき及び廃棄物関係については、指針の基準値を満 たしている。

駐輪場の収容台数については、指針の参考値を下回るものの、既存類似店舗のデータ等を基に算出した必要台数 10 台を充足している。

- オープン時や繁忙時には、交通整理員を配置する。
- 騒音については、4地点で予測・評価を実施。 等価騒音レベルについては、昼間・夜間ともに全ての予測地点で環境基準値以下となった。

夜間の騒音発生源ごとの最大値については、A´、B´地点で来客・業務車両 走行音により規制基準値を超過した。そのため、当該地点について来客・業務車 両走行音の実測値を用いて再予測を行ったところ、基準値を超過した。基準値を 超過した騒音発生源について、近接する建物側において再々予測を行ったところ、 全ての地点で基準値以下となった。

以上、設置者の対応状況を検討したところ、届出事項の内容は指針等を満たしており、現時点で考えられる合理的な範囲内で騒音及び交通安全等に対する必要な対策は 講じていると認められる。また、一般住民等及び四国中央市からの法に基づく意見は ないことから、事務局としては、設置者に対し、法に基づく「県の意見はなし」と回答したいと考えている。

しかしながら、当該店舗の出口2について、直近の交差点から5メートル以内に位置していることから、国土交通大臣の認定が必要であることから、

○ 駐車場の出口2の設置にあたっては、駐車場法施行令第7条第2項の規定により、 国土交通大臣の認定が必要となるため、店舗の開店にあたっては、国土交通大臣の 認定を受けた後に行うものとし、認定を受けた場合、県に報告すること。

を付帯意見(案)として付すこととしたい。

なお、本日欠席の高市委員から、当該届出について、事前に意見をいただいている ので報告させていただく。

- ・荷さばき施設2における荷さばきについて、夜間にも実施される計画となっているため、騒音の発生について注意いただきたい。
- ・荷さばき施設2については施設として常設するものでなく、荷さばき車両が一時 的に駐車し、運搬を行うものか。
- ・荷さばき施設2について、身障者用駐車場と近接しているが、安全上問題はない か。

「東渕会長]

それでは、高市委員からいただいたご意見について、参考人に回答を求めます。

「参考人]

まず、荷さばき施設 2 における騒音についてお答えします。事務局からの説明のとおり、騒音予測を行ったうえで対策を施し、近隣にご迷惑をおかけしないような運用をしていきたいと考えております。

次に、常設かどうかのご質問についてお答えします。こちらは施設ではなく、トラックの駐車スペースになっております。3点目の質問にも関連しますが、当該施設は利用時間を午後11時30分から翌日8時30分までとしており、来客駐車場の利用時間外に利用することに加え、台数を絞って運用していく計画としており、身障者用駐車場等への影響はないと考えております。

「東渕会長]

ただいまのご回答につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

-全員了解-

「東渕会長]

では、高市委員からいただいた意見につきましては、回答いただき、委員一同了解ということで進めさせていただきます。

次に、事務局から説明のあった内容につきまして、ご意見、ご質問はありませんか。

「倉内委員〕

出入口2が出口専用となっていますが、どういった配慮により出口専用にされたのでしょうか。

「参考人]

当該店舗は大規模小売店舗立地法の対象とならない店舗面積にて明屋書店が営業を行っており、シャトレーゼを新設するにあたり、新設案件として届出が必要となった背景があります。道路管理者である四国中央市や県警と協議をする中で、四国中央市は、道路敷地から5メートルという幅は確保できていたことから過去に許可しており、特に意見はないとのことでしたが、県警本部より出口専用とすべきとの指摘を受け、対応したところです。本件は国土交通大臣認定を受ける予定であり、県警や四国中央市から了承をいただく必要があるため、上記以外にも看板やコーンの設置等、警察等と協議を行う中で出された意見については対応しております。

「倉内委員]

どういった危険性を考慮して出口専用としたのでしょうか。入口専用では問題があるのでしょうか。

「参考人]

南北を走る市道(市道妻鳥宮西線)との混雑を回避するためと推察しております。 入口専用とする案も出ましたが、入口専用よりも出口専用の方がよいという県警の見解に従って現在の案にしております。

「倉内委員]

当該出入口を出口専用とした場合、左折出庫されると思います。その場合、歩道が広く、東西を走る市道の方が相対的に交通量も多いと予想でき、出庫するために加速したところで南北からの走行車両との事故の危険性が懸念されます。そうであれば、入庫時には減速しますので、入口専用とした方が危険性を低下させることができると思いますがいかがでしょうか。

「参考人]

先ほど申し上げたように、国土交通大臣認定を受けるため、県警の意見を尊重する 必要があり、現在の案となっております。

「東渕会長]

現状では警察も出口としての利用を推奨されているということでよいでしょうか。

「参老人]

設置者としては出入口として利用したかったですが、県警からの強い意向によりや むなく出口専用としました。

[東渕会長]

警察のご意向の理由は何でしょうか。

「参考人】

南北の市道(市道妻鳥宮西線)の流れを非常に気にされておりました。交通量が多いわけではありませんが、本線から出入りする車両を考慮し、すぐ横に出入口があることから、どちらかに絞った方がよく、出口専用とした方がよいと判断されたものと理解しています。

「東渕会長]

市道妻鳥宮西線から交差点を通過してすぐ右折入庫するのが危険と判断されているということでしょうか。

[参考人]

車両の流れ具合が心配であるというお話が大きく、その中で影響が最も小さいものが出口専用であると判断されたものと思います。

[東渕会長]

倉内委員、その点はいかがでしょうか。

「倉内委員]

私も現地の状況を把握しているわけではありませんが、入口専用にして市道妻鳥宮 西線を北から南進してきた車両がそのまま入庫しようとした場合、最も危険というこ とはおっしゃられる通りだと思いますが、そのような車両がどの程度あるのかも判断 材料だと思います。

出口専用となればアクセルを踏むことになりますので、そこで加速し、北から南進してきた車両が一時停止等しなかった場合、危険な事故が生じる恐れがあり、判断が難しいところがあります。

「東渕会長]

ありがとうございます。設置者としては、看板を設けて出口があることについて注 意喚起を行うよう配慮されることと思います。

「参考人]

看板をつけることは警察の指導ではありませんが、市道妻鳥宮西線から南進してくる車両が見える対策を求められたため、看板の設置をすることとしています。また、出口専用の看板は、お客様により周知するために事業者側で検討して実施することとしました。こちらは警察からの意見によるものではなく、何らかの対策をという指導があり、検討のうえ提案したものでございます。

なお、四国中央警察署の方に相談した際は、これまでにも営業している店舗であるが事故等の記録もないと聞いており、現状において安全上の懸念もこれまでなかったことを申し添えます。

「東渕会長]

ありがとうございます。倉内委員からの専門的な知見に基づくご助言でありましたが、現場の状況や過去の事故の発生状況、看板の設置等の配慮を設置者側でされていることも踏まえ、より安全な営業の観点から委員の皆様のご意見をお伺いできればと思います。

「倉内委員]

考えることは2つあると思います。基本的に交差点付近に出入口を作ってはいけないことになっており、交差点付近に出入口を設けた店舗は事故が多いと統計的にも明らかになっています。ただし、例外的に既存店舗もあることを踏まえて、出入口を残すことも一案だと思いますが、その場合どちらとして残すのかが問題になると思います。一般論として、こういった場合に出口専用とするか入口専用とするかは、今後似た事例が出てきた場合のことも考慮し、ある程度決めておく必要があると思います。

加えて、地理的な特性を踏まえて判断することになると思います。

確認すべきは、一般論としてどうなのかです。こういった事例は他にもあると思いますが、県警がそれらを把握したうえで現在の案になっているのか確認する必要があると思います。また、それを踏まえた上で現状を考慮したり、一つの案としてこの計画のとおり実施するとして、出口2のところに出庫時の注意喚起を行う看板を設置したり、あるいは入口専用にして、市道妻鳥宮西線からの車両は出入口1を利用するよう注意喚起するなども考えられますが、まずは原則として、どういう経緯で出口専用としたか、もう一度県警に確認すべきだと思います。

「竹下委員]

現地の状況は把握できておりませんが、図面⑬を見ると交差点①の方が大きな交差点でかつ交差点からあまり離れていないように見えます。そちらからの流れを考慮し、出入口2を出口専用にしたのではないかと思います。出入口1の方に出口を設けると交差点①との兼ね合いがあるのではと思います。

「東渕会長]

ありがとうございます。それを踏まえたうえで、現在の案で問題ないのではないか というご意見と理解してよろしいでしょうか。

「竹下委員]

警察が出口専用として問題ないと判断した理由の推測になります。

「東渕会長]

県警の判断は再度お伺いしたいところもございますが、現状の交通状況について、 データ・知見等がある四国中央警察署も了解していることも県警に伝わっていると思います。そういったことから、出口専用としたうえで、出庫される方に対し、交差点があることなどを注意喚起する看板を設置することで、現状より安全な運用が可能であると思いますがいかがでしょうか。

「参考人]

対策として、ハンプの設置や、出庫する車両に対し、出庫注意・徐行のような看板 を設置することが現時点で対応可能なものとして考えられます。

[東渕会長]

ありがとうございます。倉内委員、いかがでしょうか。

「倉内委員]

やはり怖いのは市道妻鳥宮西線を南進してくる車両と出庫した車両による事故になりますので、ハンプの設置等は必要ないと思います。左折する場合、どうしても左側への意識が向きにくくなりますので、左折してすぐの位置に交差点があることを注意喚起する方が有効であると思います。

「東渕会長〕

それでは、設置者にはそのようなご配慮をお願いできればと思います。

倉内委員、現在の案を尊重して左折出庫される車両への注意喚起を看板等で行うということで構いませんでしょうか。

[倉内委員]

はい。

「東渕会長]

そのほかご意見ご質問等ございませんでしょうか。 その他ご質問等ないようですので、参考人は退出いただいて結構です。

-参考人退出-

「東渕会長]

それでは、当審議会としての意見をとりまとめたいと思います。ご意見等はございませんか。

それでは、この届出案件につきましては、周辺地域の生活環境の保持のための合理 的な範囲での配慮がなされていることから、設置者に対し法に基づく意見はない旨、 付帯意見として、当該店舗の出入口について、国土交通大臣の認定後に開店する旨を 知事に答申することとしてよろしいでしょうか。

なお、答申の手続については、会長に一任していただくことをご了解願います。

-全員了解-

「東渕会長]

続きまして、次回以降の審議案件及びフォローアップ手続きについて、事務局に説明を求めます。

「事務局]

- 資料 16~17 ページの主な内容について説明-
 - ○次回以降の案件の説明
 - ・審議会案件は、「オズメッセ西敷地(大洲市)」、「(仮称) ダイレックス新居浜 高専通り店(新居浜市)」の2件がある。
 - ・県の意見提示期限については、「オズメッセ西敷地(大洲市)」が令和6年9月29日まで、「(仮称)ダイレックス新居浜高専通り店(新居浜市)」が令和6年12月4日までとなっている。
 - ○フォローアップ調査について
 - ・「フジ今治店(今治市)」「(仮称)ドラッグコスモス北土居店」について、設置市が実施した実態調査の結果及び店舗設置者の自己評価の結果について報告があり、周辺生活環境への問題は発生しておらず、周辺住民からの苦情も発生していないため、問題なし。
 - その他については今後照会予定となっている。

「東渕会長]

ただいまの説明について、ご意見、ご質問はありませんか。

その他、特にないようでしたら、以上で本日の議事を終了いたします。皆さんありがとうございました。

[事務局]

以上をもちまして愛媛県大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。なお、今回

は現委員さんの任期中最後の審議会となりますので、有田経営支援課長より一言ごあいさつを申し上げます。

- 有田課長あいさつ-

[事務局]

以上で本日の会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

○閉 会 (11:30終了)

議事録署名人

(EII)